

## 第13号議案

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月17日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律の一部改正を踏まえ、芦屋市義務教育諸学校教科用図書採択協議会の名称を変更するため、この条例を制定しようとするもの。

## 芦屋市条例第 号

### 芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「芦屋市義務教育諸学校教科用図書採択協議会」を「芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「芦屋市義務教育諸学校教科用図書採択協議会」を「芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会」に改める。

## 参 照 1

### 芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律の一部改正を踏まえ、芦屋市義務教育諸学校教科用図書採択協議会の名称を変更するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

名称を「芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会」に改める。（第2条関係）

#### 3 施行期日等

- (1) 平成27年4月1日
- (2) 芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
条例の一部改正に伴う規定の整理

義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律抜粋

(平成27年4月1日施行)

(採択地区)

第12条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

(第2項及び第3項省略)

(教科用図書の採択)

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

(第2項及び第3項省略)

4 第1項の場合において、採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第17条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。

(第5項及び第6項省略)